

拓殖大学学長職・学監職と

理事長職・総長職等の制度的な変遷

松尾圭造
坪内隆彦

本資料は、台湾協会学校創立以来の経営陣（校長、学長、学監、理事長、総長等）に関する制度の変遷を辿ったものである。^①

実際の経営のダイナミズムは、明文化された規程とともに慣習や不文の決まりごと、経営をとりまく環境、経営陣個々のパーソナリティ^②などの要素を総合的にとらえてこそ理解できるものだが、その大前提として明文化された規定がどのように変遷したかを整理しておく必要がある。なお、制度の変更の理由に関しては、公式の議事録等に納められたものに限って説明を加えた。

設立当初の制度

台湾協会学校時代には、当初、校長、会計主任、学監、幹事

等が置かれた。それを規定したのは、台湾協会学校規則である。明治三五年の時点で次のように定められている。

第二十七條 校長ハ校務ヲ總理ス

會計主任ハ會計事務ヲ監督ス

學監ハ教務ヲ監理ス

幹事ハ校長ノ命ヲ受ケテ校務ヲ處理ス^③

明治三六年に学監の規程の前に、「講師ハ授業ヲ擔任ス」と挿入されるなどの若干の変更があったものの、台湾協会学校規則における校長、会計主任、学監、幹事に関する規程は明治四

二年まで変更されていない。⁽⁴⁾ この間、明治三七年四月に台湾協会専門学校と、明治四〇年二月に東洋協会専門学校とそれぞれ改称されている。

明治三三年七月五日に、台湾協会会頭の桂太郎が学校長に就任することが東京府知事より認可されている。⁽⁵⁾ 学監が新設されたのは、翌年五月一日で、初代学監に東京帝国大学教授法学博士の松崎藏之助が就いた。⁽⁶⁾

一方、台湾協会学校は台湾総督府から補助金交付を受けるに際して、「校長及学校会計主任ノ任免ハ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ」との命令を受けていた。⁽⁷⁾ 「会計事務を監督」する会計主任が大学経営において重要なポストと認識されていたことを示唆している。台湾協会は同年五月三日に桂太郎を校長、評議員の山口宗義を会計主任として認可願を提出、同年五月二五日に認可を受けている。⁽⁸⁾

会計主任は大正三年八月まで山口が務めていたが、同年七月二〇日に東洋協会（明治三九年一二月に台湾協会から改組）が社団法人に改組されたのに伴い、八月二六日に協会専務理事で学校幹事の門田正経が会計主任に就いた。⁽⁹⁾

一方、学監は大正三年七月に、当面校長と別には置かないこととされた。『東洋時報』の「東洋協会専門学校記事」には、

「今後本校は校長親ら學監の事を兼ね別に學監を置かざる事と爲れる」と書かれている。⁽¹⁰⁾

その三年後の大正六年四月（大正四年八月に東洋協会専門学校から東洋協会植民専門学校に改称）、松崎が学監を辞任（大正三年七月）して以来空席となっていた学監の職に新渡戸稻造博士が就任し、改めて校長と学監の職務が明確化された。校長は、初代の桂太郎辞任を受けて大正元年九月に就任した小松原英太郎（東洋協会副会頭）であった。

大正六年四月二四日に小松原校長は訓辞で次のように述べている。

「拙者ハ是迄ノ通矢張校長ノ名義ヲ有シ及フ丈尽力スルハ勿論ナルカ畢竟故桂公以来ノ所謂名譽校長デアル而シ本校ニ関スル一切ノ責任ハ素ヨリ校長ニ於テ負担シ本校重要ノ事項ハ従来通校長ノ採決ヲ要スルハ謂フマデモナキコトナルガ本校教育ニ関スルコトハ挙ケテ新渡戸博士ニ委任スルノデアル故ニ博士ハ将来生徒ニ対スル訓育ノ中心トナルハ勿論本校教育ガ實際本校ノ目的ニ副ヒ本校設定ノ本旨ニ適スル人材ヲ養成スルニ於テ時勢ノ進歩ト要求トニ遵ヒ常

ニ改善ヲ図リ各職員ト協同一致シテ本校教育ノ成績ヲ挙げルコトヲ期スルカ如キ日常校長ノ任務ハ博士ニ委託シ益々本校ノ特色ヲ發揮セシコトヲ欲スルノデアアル^⑪

つまり、校長は学校行政の最高責任者とし、学校教育訓育に關しては全て学監に委託する方針が示されたのである。^⑫

商議員制度の発足

大正六年六月五日には、東洋協会植民専門学校商議員会規程が以下のように制定された。^⑬

第一條 東洋協會植民専門學校ニ重要校務ヲ諮詢スル爲商

議員會ヲ設置ス

第二條 商議員會ハ學校長學監幹事及學校長ノ委囑シタル

商議員七名以内ヲ以テ組織ス

第三條 商議員會ハ學校長之ヲ招集ス

第四條 商議員會ノ議長ハ學校長之ニ當ル但學校長事故ア

ルトキハ學監之ヲ代理ス

商議員制度の設置は、大学の運営に関わる重要な問題につい

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

ては、経営陣だけでなく関係者の意向を取り入れていくべきとの判断によると考えられる。この制度は、評議員制度に発展していく。

校長から学長へ

大正七年四月には拓殖大学と改称されたが、翌大正八年度の「拓殖大学要覽」にある拓殖大学規程（大正六年二月二日）は次のように定めている。

第四條 學長ハ學務ヲ統理ス

第五條 學監ハ學長ノ命ヲ受ケ教務ヲ董督シ學生ノ訓育ヲ

掌ル學長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

第六條 幹事ハ學長ノ命ヲ受ケ學務ヲ幹理ス、學長學監事

故アルトキハ其事務ヲ代理ス^⑭

ここにおいて、校長が学長と改められ、学監の職分が「學長ノ命ヲ受ケ教務ヲ董督シ訓育ヲ掌ル」と明確に規定されたのである。

この間、東洋協会植民専門学校時代の「大正六年に二九一人だった在学生数は、拓殖大学と改称された大正七年に三三八人に増

加している。

理事制の導入

大正九年一〇月二十九日の東洋協会評議員会で、勅令第三八八号大学令（大正七年一二月）による正規の大学とするために財団法人とすることが提案され、大正一一年六月には東洋協会大学として大学に昇格することが認可された。以降、寄附行為と大学規定（後に事務規定）の双方において大学経営陣の職務は定められるようになる。東洋協会そのものと大学は事業を分立したものと言える。

同年の財団法人東洋協会大学寄附行為によって、大学経営陣の職務が次のように明確化された。

財団法人東洋協会大学寄附行為（大正一一年）

第二十三條 學長ハ評議員會之ヲ推薦シ本大學ノ代表者トス

第二十四條 理事ハ五名トス内一名ハ現任學長トシ其他ノ理事ハ評議員會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 理事ハ評議員會議ノ決議ニ基キ一切ノ經營ニ任ス

第二十六條 學長缺ケタルトキ又ハ事故ニヨリ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ他ノ理事ノ互選ヲ以テ定メタル理事之ヲ代理ス⁽¹⁶⁾

学長は大学の代表者と明記された。財団法人東洋協会大学寄附行為における経営陣の職務規定は、大正一五年一二月の校名変更によって財団法人拓殖大学寄附行為と変更されたものの、職務規定自体は昭和一三年まで変更されずに継続する⁽¹⁷⁾。

なお、学長の選出に関する規定が財団法人東洋協会大学寄附行為（大正一一年）で、「評議員會之ヲ推薦シ」と、初めて謳われることになった。この規定は戦後になるまで変更されることなく続いている。

一方、同時期の東洋協会大学規程は次のように変更されている。

第二條 大學長ハ本大學ヲ統理シ且ツ之ヲ代表ス

第三條 學監ハ大學長ノ命ヲ受ケテ大學ノ學務ヲ管理ス⁽¹⁸⁾

大学長が大学を統理し、かつ大学を代表するとされている。また、それまで「教務を董督し訓育を掌る」と定められていた

学監の職務は「大学の学務を管理」すると変更されている。こ
こでの「教務」と「学務」の違いは、表現以上にはないと思わ
れる。

昭和七年の拓殖大学規程は、次のように学長の職務規定を若
干変更した。

第二條 大學長ハ本大學ノ一切ヲ統理シ且ツ之ヲ代表ス

第三條 學監ハ大學長ノ命ヲ受ケ大學ノ學務ヲ管理ス⁽¹⁹⁾

学長の職務が、「大学を統理し」から「大学の一切を統理し」
に変更されている。

評議員制度の設置

財団法人東洋協会大学寄附行爲（大正一二年）は、初めて評
議員に関する規定を以下のように定めた。

第七條 本大學ニ評議員二十五名ヲ置ク

第八條 評議員ハ左ノ三種トス

- 一 社團法人東洋協會理事中ヨリ互選シタル者 五名
- 二 本大學ニ功勞アル者及學識經驗アル者ノ中ヨリ社團

法人東洋協會會長ノ推薦シタル者 十三名

三 東洋協會大學教授並東洋協會大學卒業生中ヨリ社團

法人東洋協會會長ノ推薦シタル者 七名

但シ東洋協會大學卒業生ニハ其舊制度專門學校ノ卒
業者ヲ含ム

第九條 評議員ノ任期ハ四箇年トス

（中略）

第十四條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ本大學ニ關スル

重要ナル事件ヲ決定ス

學長ハ評議員會ニ出席シ協議及表決ニ加ハルモ
ノトス

（中略）

第十八條 評議員會の議長ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

（中略）

第二十一條 評議員會ノ決議ハ出席評議員ノ過半数ニ依ル⁽²⁰⁾

従来、商議員会議長には学長が当ることとされていたが、
評議員会議長は評議員中より互選することとなった。また、
構成も商議員会は学校長、学監、幹事と学校長が委嘱した者
だったが、評議員会はより広範な関係者で構成されることと

なった。

財政基盤強化のための評議員・理事制度の改正

財団法人拓殖大学寄附行為は、昭和一二年に改正され、評議員に関する規定が次のように変更された。

第八條 本大學ニ評議員五十名以内ヲ置ク

第九條 評議員ハ左ノ六種トス

- 一、本大學々長
 - 二、社團法人東洋協會々長
 - 三、社團法人東洋協會副會長一名
 - 四、社團法人東洋協會理事中ヨリ互選シタル者三名
 - 五、本大學ニ功勞アル者及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ社團法人東洋協會々長ノ推薦シタル者十九名以内
 - 六、拓殖大學教授拓殖大學卒業業者並ニ拓殖大學維持會中ヨリ拓殖大學學長ノ推薦シタル者二十五名以内
- 但シ拓殖大學卒業業者ニハ拓殖大學専門部及ビ其ノ舊制度専門學校ノ卒業業者ヲ含ム

評議員の構成人数、特に卒業生の枠が拡大している点が大き

な変化である。

また、寄附行為は「理事ハ五名トス」とされていた理事に関する規定を次のように改めた。

第二十四條 理事ハ七名トス内一名ハ現任學長トシ其他ノ

理事ハ評議員會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

以上の改正の理由について、昭和一二年一月一八日に開催された第四〇回拓殖大学評議員会決議録は、次のように記している。

「拓殖大学ノ財政的窮乏ヲ救ヒ且ツ其發展ヲ募センガ爲基金充足ヲ目的トシテ昨秋拓殖大學維持會ノ設立ヲ見タルガ其事業ハ爾來順調ニ進行シツ、アリ想フニ維持會員トシテ多額ノ寄附ヲ爲し或ハ有力ナル援助ヲ爲ス者ニ對シテハ宜シク本大學ニ於テモ重要ナル事件ノ協議ニ參與セシメ以テ一層學園ノ鞏固ヲ圖ラザルベカラズ是レ評議員ノ數ヲ増加スベキ主要ナル理由ナリ尚現行ノ寄附行為ハ大正十一年ノ制定ニ係リ教授及卒業業者現在ニ比シ遙カニ少數ナリシ時評議員七名ヲ出シタルモノナレバ今日ニ於テハ假令維持會

員ノ加入無クトモ若干ノ増員ヲ適當トスル情勢ニアリシコトヲ付言ス」

「拓殖大學教授卒業者並ニ維持會員ニ關シテハ學長ハ其任務上東洋協會會長ニ比シ知ル所深キヲ以テ右三者中ヨリ評議員ヲ推薦スル場合ニ學長ガ此ニ當ルハ最モ自然ノ處置ナルガ故ニ是レ亦草案ノ如ク改ムルヲ可トス」

「理事ノ増員モ前陳ノ趣旨ニテ評議員ノ増員ニ對應シ以テ本大學發展ニ資セントスルニ在リ」⁽²²⁾

昭和一三年の変更

財団法人拓殖大學寄附行為は、昭和一三年に次のように大幅に改正された。

財団法人拓殖大學寄附行為（昭和一三年）

第二十三條 本大學ニ學長一名ヲ置ク

第二十四條 學長ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第二十五條 學長は本大學ヲ代表シ且ツ之ヲ總理ス

第二十六條 本大學ニ理事九名以内ヲ置ク内二名ハ現任學

長及ビ東洋協會々長トシ其ノ他ノ理事ハ評議員會ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 理事ハ評議員ノ決議ニ基キ一切ノ經營ニ任ズ

第二十八條 學長ハ理事中ノ一名ヲ以テ専務理事ト爲スコトヲ得

二當ル
専務理事ハ學長ノ命を受ケ専ラ一切經營ノ任

第二十九條 學長故障ニ因リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ専務理事之ヲ代行シ更ニ専務理事故障ニ因リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ他ノ理事ノ互選ヲ以テ定メタル理事之ヲ代理ス⁽²³⁾

この寄附行為の変更に伴って、拓殖大學事務規定において大學經營陣の職務を規定した。

拓殖大學事務規定（昭和一三年）

第一條 本大學ニ本部ヲ置ク本部ハ學長ノ命ヲ受ケ本大學及ビ其ノ經營スル事業全般ニ關スル事務ヲ統一總攬ス

第二條 本部ハ専務理事並ニ左ノ職員ヲ以テ之を組織ス

一、學監
二、幹事

拓殖大學學長職・學監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

三、學部長

四、豫科長

五、専門部長

第三條 學長ハ本大學ノ教職員ヲ任免ス

第四條 本大學ニ學監一名ヲ置ク

學監ハ學長ノ命ヲ受ケ左ノ職務ヲ行フ

一、學部長、豫科長、専門部長、圖書館長及ビ學生課長ヲ監督スルコト

二、教授、助教授及ビ講師ヲ指揮監督スルコト

三、教職員ノ任免ニ關シ學長ヲ補佐スルコト⁽²⁾

まず、寄附行為は、学長に関して「大学の代表者とす」とだけ定めていたが、「大学を代表し、かつ大学を総理す」と定められた。代表権の内容まで詳記したものとされる。また、初めて専務理事に関する規程が置かれ、「専務理事は学長の命を受け専ら一切経営の任に当る」と定められた。新たに専務理事が設けられ、なお学務の任に当る学監制が存続している以上、経営と学務とが分離されたことを意味すると考えられる

寄附行為変更認可申請に添付された「改正理由」では、まず

理事の規定変更に関して次ように記している。

「本大學ハ東洋協會ノ事業トシテ明治三十三年創立セラレ大正十一年大學令ニ依ル大學ニ昇格スルニ當リ財團法人トシテ獨立シ今日ニ至リシモ東洋協會トシ關係ハ依然密接ナル關係ヲ保持セシガ更ニ本大學發展上理事中ニ東洋協會々長ヲ加ヘ本大學ト東洋協會ヲ益々密接ニシ大學ノ發展ニ備ヘムトスルモノナリ」

また、専務理事を置いたことに関しては「理事中ノ一名ヲ以テ専務理事トセルハ本大學経営ノ常務一切ヲ掌理セシメ以テ経営ニ万遺漏ナキヲ期ス為ナリ」と述べている。

事務規程における変化は、大学に本部が設置されるとともに、学監の職務がより具体的に規定された点である。また学長の職務としてはじめて「教職員の任免」が明記された。

さて、昭和一八年一〇月の拓殖大学事務規程では、本部に関する規程がなくなり、次のように変更された。なお、内容的には昭和一三年の寄附行為の内容が踏襲されている。

拓殖大學事務規程（昭和一八年一〇月）

第一條 學長ハ本大學ヲ總理シ教職員ヲ任免ス

第二條 専務理事ハ學長ノ命ヲ受ケ専ラ一切ノ經營ノ任ニ當ル

第三條 學監ハ學長ヲ補佐シ左ノ職務ヲ行フ

一、學部長、豫科長、専門部長、圖書館長、研究所長、

農場長⁽²⁶⁾及ビ學生課長ヲ監督スルコト

二、教授、助教授及ビ講師ヲ指揮監督スルコト

三、教職員ノ任免ニ關シ學長ヲ補佐スルコト⁽²⁷⁾

戦後の変化

(敗戦に伴なう暫定期間から生まれた総長制?)

昭和二十一年一月の拓殖大学から紅陵大学への校名変更の際には、寄附行為の大学経営陣に関する規定に変更はなかった。

昭和二十二年四月に文部省は新たな大学設立基準を規定し、新法制に基づく新制大学制度を打ち出した。これに対応して、紅陵大学は、昭和二十三年七月に新制の大学設置を申請した。戦後の最初の変化は、このときに起こった。総長職の設置である。

昭和二十三年七月五日の「新制紅陵大学設置認可申請」に添付された事務規定には次のようにある。

第二條 總長は本大學を總理し教職員を任免する

第三條 専務理事は總長の命を受け専ら一切の經營の任に當る總長事故あるときは専務理事之を代理する⁽²⁸⁾

これを昭和一八年の事務規程と比較すると、規程上ほぼそのまま「学長」が「総長」に置き代わったことがわかる。また、学監に関する規程は削除されている。これより先、昭和二十一年一月三〇日の評議員会で、当時学監職にあった高垣寅次郎が、学長になることを前提として学長事務取扱に推薦された。これは、理事、評議員の移動があることを予定し、新しい経営陣容によって正式に学長を選定した方がいいとの考慮によると思われる⁽²⁹⁾。いずれにせよ、この時点で学監職は廃止されたと推察される(それについての文書による裏づけはまだ発見されていない)。

なお、東洋協会は、昭和二十一年一月一二日に東洋文化協会に改組されたが、昭和二十二年七月に解散した⁽³⁰⁾。

評議員規定の変更

昭和二十一年四月の寄附行為変更申請に添付された改正後の寄附行為で、評議員の規定は以下のように変更されている。

第九條 評議員ハ左ノ六種トス

- 一、本大學々長
- 二、社團法人東洋文化協會々長
- 三、本大學ニ功勞アル者及ヒ學識經驗アル者ノ中ヨリ紅陵大學長推薦シタル者二十四名以内
- 四、紅陵大學教職員中ヨリ紅陵大學綜合教授會ノ推薦シタル者八名以内
- 五、紅陵大學卒業者中ヨリ紅陵大學學友會⁽³¹⁾ノ推薦シタル者八名以内
- 六、紅陵大學維持會中ヨリ紅陵大學維持會ノ推薦シタル者八名以内⁽³²⁾

私立学校法の制定に伴う変遷（理事長制の発足）

紅陵大学は昭和二四年一二月に公布された私立学校法に対応して、昭和二六年三月学校法人に改組された。

これに伴い学校法人紅陵大学寄附行為は次のように変更された⁽³³⁾。

第八條 理事の互選により理事長一名を定める。

理事長はこの法人を代表し法人内部の事務を総括

する。

第九條 理事長は理事会の決議に基き理事の内一名を専務理事とすることが出来る。

専務理事は理事長を補佐して常務を処理する。

第十條 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは専務理事が理事長の職務を代理又は代行し理事長は専務理事共に事故あるとき又は欠けたときは他の理事の互選を以て定めた理事が理事長の職務を代行する。

(中略)

第三十四條 総長は紅陵大学の学長としてこの法人の設置する学校を統督する。

第三十五條 総長は評議員会の推薦による。

第三十六條 総長の任期は四ヶ年とする。

ここではじめて理事長職が規定された。経営と教学の分離という、昭和一三年に専務理事制（その前身としての会計主任・幹事）を設けたときからの流れの中で、私学も重視されていた米国の占領下にあった昭和二四年一二月に公布された私立学校

法に対応した措置であった。理事長は「法人を代表し法人内部の事務を総括する」とされ、総長は「紅陵大学の学長としてこの法人の設置する学校を統督する」とされた。

なお、理事長の選出は「理事の互選」、総長の選出は「評議員会の推薦」と規定され、以降変更なく現在に至っている。ただし、新総長が制度的に了承されるまでの推薦方法は、平成六年一月に施行された総長推薦に関する細則で定められた。これに関しては、最後（一七七頁）にまとめて変遷を整理しておきたい。

学校法人化に伴って定められた学校法人紅陵大学寄附行為で、理事、評議員は次のように定められた。

第六條 理事は次の各号に掲げるものとする。

- 一、総長
- 二、この法人の設置する学校の長の互選により定められた者一名（総長を除く）
- 三、評議員の互選により定められた者二名以上七名以内
- 四、前各号の他学識経験者のうちから理事会に於て選任された者一名

第十九條 評議員は左の六種とする。

- 一、総長 一名
- 二、この法人の設置する学校の長
- 三、この法人に功労ある者及び学識経験ある者の中より理事会の推薦した者 十名以上二十名以内
- 四、この法人の設置する学校の教職員中より教職員の推薦した者 十名以上十五名以内
- 五、紅陵大学々友会の員中より学友会の推薦した者 五名以上十名以内
- 六、紅陵大学後援会⁽³⁴⁾の員中より後援会の推薦した者 五名以上十名以内⁽³⁵⁾

紅陵大学から拓殖大学への校名再変更に伴い、昭和二十七年九月二七日に「拓殖大学寄附行為」となったが、条文の内容自体に変更はない。以降、次のように評議員に関する規程は文章表現に関する点以外に何等変更のないまま今日に至っている。

拓殖大学寄附行為（平成一五年四月一日施行）（原文横書き）
第21條 評議員は次の6種とする。

- (1) 総長 1名

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

- (2) この法人の設置する学校の長
- (3) この法人に功労ある者及び学識経験者の中より理事会の推薦した者 10名以上20名以内
- (4) この法人の設置する学校の教職員より教職員の推薦した者 10名以上15名以内
- (5) 拓殖大学校友会会員中より校友会の推薦した者 5名以上10名以内
- (6) 拓殖大学後援会会員中より後援会の推薦した者 5名以上10名以内

理事に関する規定は、若干の変更があったので、これに関しては後述する。

総長規定の変更

昭和二八年四月一〇日の理事会で、笹山忠夫理事が「従来学長は寄附行為に基づく総長が当然其の職に任ずる事に規定せられておるが、学長が必ずしも総長でない場合もあり得ることに改め度く此が為には現行寄附行為第三十四条を改めることとし評議会の決議を経て実行に移し度い」と発言した。⁽³⁶⁾

これを受けて、同年五月一五日施行の拓殖大学寄付行為で、

総長に関する規定が変更された。

「総長は拓殖大学の学長としこの法人の設置する学校を統督する」とされていたのが、「総長は、この法人の設置する学校を総理する」と変更された。⁽³⁷⁾ この変更の理由書には「教授会、理事会の意向で総長の下に専任の学長を置く事が本学の現状に即するとの結論に達した」と書かれている。その後、昭和五五年まで寄附行為における大学経営陣の規定に変化はない。

昭和二八年五月一八日の理事会で、寄附行為改正に伴う事務規定の改正の必要が提起され、次のように事務規程は改正された。⁽³⁸⁾

第二條 総長は理事会の決議に基き学校法人拓殖大学の設置する学校を総理する

第三條 学長は総長を補佐して本大学の学務を掌理する

(中略)

第十九條

一、総長は、評議員会の推薦による

二、学長は、教授会の互選又は推薦により理事会の同意を得て総長之を任命する

(中略)

第九十五條 理事長又は専務理事必要と認むるときは事務連絡会議を招集する⁽³⁹⁾

総長と学長の兼務（昭和三二年の事務規定）

昭和三二年四月一日施行の事務規定では以下のように再び総長と学長の兼務が謳われた。これは昭和二八年施行の寄附行為に矛盾するものではないが、寄附行為は総長が自動的に学長になることを規定していないわけで、事務規程改正によって対応したということになる。⁽⁴⁰⁾

第二条 総長は拓殖大学の学長を兼ね学校法人拓殖大学の設置する学校を統督する。

第三条 人事は総長の名においてこれを行う。

第四条

- 一、教授及び助教授の任免は選考委員会に於て審議の上、教授会の承認を経て総長がこれを行う。
- 二、講師、助手及び副手の任免は総長の委嘱する選考委員会の審議を経て総長これを行う。講師の任期は一年とする。

三、各学部長は当該学部教授会の互選により、図書館長

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

及び研究所長の選任は総合教授会の互選に依り、総長これを任命する。但し其の任期は二年とする。

四、学生部長は総長之を任免する。但し其の任期は二年とする。

五、体育局長は体育局に所属する教授を以てこれに当て、総長これを任免する。任期は二年とする。

六、農場長は総長これを任免する。但し、其の任期は一年とする。

七、嘱託は総長之を任免する。但し任期は一年とする。

八、本条に定める教職員にして任期の定めあるものは孰れも再任を妨げない。

（中略）

第六条 事務局長の職務は次の通りである。

一、総長・理事長及び理事を補佐して本大学の経営及び企画に当る。

二、各学部長、研究所長、図書館長、学生部長、体育局長、海外事情研究所事務局長⁽⁴¹⁾及び農場長間の連繫に当る。

三、学友会、麗沢会⁽⁴²⁾、父兄会等の連絡を図る。

四、人事及び機密に関する文書を管掌する。

(中略)

第九十七条 理事長は事務連絡調整のため必要と認められるとき事務会議を招集する。

(中略)

第九十九条 事務会議は理事長がその議長に当る。⁽⁴³⁾

このように、総長が学長を兼ねることが明記されるとともに、「総長・理事長及び理事を補佐して本大学の経営及び企画に当る」ポストとして事務局長が設けられた。

なお、寄附行為における理事の選任に関する規程は、変更のないまま推移していくが、平成一年四月一日施行の寄付行為において、次のように謳われた。

第六條 理事は次の各号に掲げるものとする。

- 一、総長
- 二、この法人の設置する学校の長及び事務局長の職にある者

三、評議員の互選により定められた者二名以上七名以内

四、前各号の他学識経験者のうちから理事会に於て選任

された者一名

従来「この法人の設置する学校の長の互選により定められた者一名（総長を除く）」となっていたものが改正され、この法人の設置する学校の長とともに事務局長が自動的に理事に就くことになったわけである。

なお、「評議員の互選により定められた者一名以上七名以内」と定められた理事選任に関しては、選挙の形式をとらず、総長の一任といった方法で決められる慣習もあるが、各回の理事選任の実態は本稿では扱わない。

総長・理事長の人事権範囲の明確化

事務規定は、昭和三六年一〇月一日（施行日）に再び以下のように改正され、総長の職務がより明確化された。

第二条 総長は学校法人拓殖大学の設置した学校を総理し、

かつ拓殖大学の学長として校務を掌し、所属教職員を統督する。

第三条 人事はすべて総長の名においてこれを行う。

(中略)

第五条 参事、副参事、書記、司書その他職員の人事は理

事長が行なう。

総長・理事長の人事権の範囲が明確化されたわけである。

理事長職と総長職兼任の場合

ただし、理事長職と総長職とが兼任される場合には、同時に理事長、総長、学長を兼ねることとなり、当然、経営と教学の分離という観点からの議論が展開されることになった。例えば、昭和四二年九月二六日の理事会では、中曽根康弘総長から「理事長をご決定願いたい」との提議がなされ、総長・理事長兼任で専務理事を置くか、理事長を選任して教学・経営面分離の組織をとるか、慎重審議がなされた。しかし、組織等多方面から検討の余地があるとし、また、多少時間をかけるのが望ましいとの意見が出て、結局三月の任免職の変動を目処に再検討することとし、それまでは総長が理事長を兼任し、理事一同協力して行くよう一同申し合わせた。⁽⁴⁾

総長・学長の区分

また、昭和四三年四月一日の理事会でも、阿竹常務理事が「従来より懸案となつている学長を別に置く件ならびに事務機

構の改善（部制）等により、事務規定を一部改正することになつている。事務会議の開催に先立ち、この件についてご審議いただきたい」と発言している。⁽⁴⁵⁾ 審議の結果、同時施行の事務規定は以下のように、総長が自動的に学長ではないことが明示された。

事務規程（昭和四三年四月一日）

第二条 総長は学校法人拓殖大学の設置した学校を総理し校務を掌り所属教職員を統督する。

総長は拓殖大学の学長を兼ねることができる。

第三条 人事はすべて総長の名においてこれを行う。

第四条

一、教授および助教授の任免は選考委員会において審議の上教授会の承認を経て総長が行う

選考委員会は総長、理事長、学部長およびその都度総合教授会の互選による教授二名以上を以て構成し総長が招集する。

二、講師、学生主事、学生主事補、助手および副手の任免は総長の委嘱する選考委員の審議を経て総長が行う。

講師の任期は一年とする。

三、前二項の選考については予め総長が理事長、学部長にはかりかつ総長が必要と認めた場合は関係教員の意見を徴して前期所定の手続をとる。

四、大学院委員長は大学院委員中から互選によって、各学部長は当該学部教授会の互選によって、図書館長および研究所長は総合教授会の互選によって総長がこれを任命する。

五、学生部長、体育局長は総長がこれを任免する。

ただし、その任期は二ヶ年とする。

六、本条に定めた教職員で任期を定めていないものはいずれも再任を妨げない。

学長、教授等の任免権

総長と学長の兼任に関して問題化したのは、中曽根総長時代である。就任以来、総長・学長・理事長を兼任していたところから発した。⁴⁶ 結局、昭和四七年四月一日施行の「事務規定」では、初めて学長による教授等の任免権が謳われた。

第4条 教員の人事は総長名でおこなう。

第5条 設置校の長の任免は総長がおこない、理事会で承認をえるものとする。

第6条 専任の教授および助教授の任免は選考委員会において審議の上、教授会の承認を経て学長が行う。

選考委員会は、総長・理事長・学長・学部長および、その都度総合教授会の互選による教授2名以上を以て構成し、学長が招集する。

② 講師・学生主事・学生主事補・助手および副手の任免は、学長の委嘱する選考委員の審議を経て、学長が行う。

③ 前2項の選考については予め総長が学長・理事長・学部長にはかり、かつ学長が必要と認めた場合は、関係教員の意見を徴して前記所定の手続きをとる。

第7条 大学院委員長は大学院委員中からその互選によって、各学部長は当該学部教授会の互選によって、図書館長、および研究所長は総合教授会の互選によって、学長がこれを決定する。

おのおのその任期は2年とする。

第8条 留学生別科・海外事情研究所長・語学研究所長・⁴⁷ 経理研究所長・⁴⁸ 学生部長・体育局長・学生相談室長

は学長がこれを決定する。

第9条 教員で任期の定めてあるものについては、再任を妨げない。

第10条 職員の人事については理事長がおこなう。

(中略)

第32条 理事長は事務連絡調整のため必要と認めるときは、
 本法人の設置する学校の長、事務局長および本学の
 部局長をもって構成する部局長会議を招集する。

② 理事長は部局長会議の議長となる。

副学長職の新設

昭和五一年七月二〇日の理事会では、「従来、副学長についての規程がなかつたので、これを規程化する為改訂案の通り事務規程に加えたい」との説明があり、了承された⁴⁹。その後、昭和五二年二月一五日の理事会で、副学長の任期は二年とすることと了承され⁵⁰、同年三月一六日施行の事務規定は次のように改正された。

第4条 教員の人事は総長名でおこなう。

第5条 設置校の長の任免は、理事会で承認をえて総長が

これをおこなう。その任期は2年とする。

第6条 本学に必要なときは、副学長を置くことができる。副学長の任免は、理事会の承認をえて学長がこれをおこなう。その任期は2年とする。

昭和五四年七月一日の事務組織規定施行によって、事務規定は廃止された。ただし、事務規程のうち教学に係わるものについては、なお効力を有するとされていたが、平成元年四月一日の教学組織規程施行によって、それも廃止された。

学長・副学長に関する職務権限は、教学組織規程でも次のように謳われることになった。

第4条 学長は、本学の教学事項を総括し、所属教員を統
 督する。

2 副学長は、学長を補佐する。

理事長職務の規程変更

昭和五四年一〇月、高瀬侍郎総長・理事長は、「教学三訓」を発表、国際協力の推進による建学の精神の復興に動きはじめた。昭和五五年三月には、国際協力事業部(担当：寺井久元常

務理事) から拓殖大学関係者に対して「国際化社会に対応すべき国際教育」が出されている。これらの建学の精神に基づいた教育方針を受けて、昭和五五年五月一七日の理事会では、次のように寄附行為の第三、七、九条を変更することが決定された。⁽⁵¹⁾

第三条 この法人は教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校及び其の他の教育施設を設置し、建学の理念に基き有為の人材育成のため、全人的教育を行なうことを目的とする。

第七条 理事会はこの寄附行為に基づき第三条の目的に伴なう一切の業務を決定する。

理事会は理事を以て組織し、其の決議は理事の過半数による。但し可決同数のときは議長の決するところによる。

第九條 理事の互選により理事長一名を定める。

理事長はこの法人を代表し、本法人の全ての業務を総括する。

「建学の理念に基き有為の人材育成のため、全人的教育を行なう」(三条) ことを目的とすることを明確に謳ったわけである。これは、昭和二六年三月の学校法人への改組を機に削除された「有為ノ人材ノ養成」の文言の復活である。

そして、理事会の権限もこの目的に伴なう一切の業務を決定すると規定した。これを受けて、理事長の規定は、「法人内部の事務を総括する」を「法人の全ての業務を総括する」に改正した。「内部」と「全て」の表現の違いに留意したい。

昭和五五年五月三十一日の理事会では、第三条に関して教育基本法、学校教育法および私立学校法は我が国の教育体系の根幹をなす法規であり、この三法を遵守することは当然であるため、この部分を削除することになった。また、学校教育、とりわけ高等教育においては、教育と研究は表裏一体をなすものであり、切り離すことはできないものであるとして、「教育施設」に「研究」を挿入し、「教育研究施設」と修正することが承認された。⁽⁵²⁾ この結果、第三条は次のように修正された。

第三条 この法人は、学校及び其の他の教育研究施設を設置し、建学の理念に基き有為の人材育成のため、全人的教育を行なうことを目的とする。

この寄附行為変更は同日の評議員会で上提された。まず、小川常務理事が第七条の「一切の業務」には、教育権・人事権・施設管理権・財務権その他第三条の目的遂行に伴う一切のものを含むと説明した。この後の質疑応答で、活発な議論が展開されたことは、この寄附行為変更が重大な意味を持っていたことを物語っているのではなからうか。

まず、豊田善治評議員、渡辺嚆夫評議員から、第七条について、本来理事会は経営に任じ業務を決定し執行するものであると考えるが、経営と業務の関係をどう捉えるかとの質問があり、これに対して小川常務理事から本改正案における「業務」には運営権を含むものと理解願いたい旨の答弁がなされた。これに関連して、滝沢勇評議員から、理事会と評議員会との位置づけについて質問があり、これに対して小川常務理事が、重要案件については評議員会の議決を要することが寄附行為に明記されており、また拓殖大学において評議員会は最高機関として位置づけられていると説明した。

さらに、小川満寿夫評議員から、全人的教育は時代に即応しその教育内容が変化するものであるかとの質問があり、これに対し小川常務理事が、建学の理念に反しない程度において許容されると考えると答弁した。

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

これに関連して、柴垣光男評議員、飯嶋勇評議員から、拓殖大学の建学の理念をより明確に表現するためには、第三条に「国家」を挿入し、「国家有為の人材育成のため」とすべきである旨の提案があり、これに対して各評議員より本提案に対する賛否両論と建学の理念についての意見があった。このような討議を経て、寄附行為改正案は評議員の三分の二以上の同意を得て、原案通り承認可決された⁽⁵³⁾。

いずれにせよ、建学の精神の復興という積極策と理事長権限の拡大とが密接に関わっていたことが窺われる。

職務権限の明確化

平成六年一〇月二二日には、「学校法人寄附行為の細則に関する評議員小委員会」の答申がまとまり、これを受けて同年一月一七日の理事会において、「総長推薦に関する細則」の施行が承認されている⁽⁵⁴⁾。これによって、従来は総長職に任期制限規定はなかったが、「二期八年を限度とする」と規定された。

また、前述の「学校法人寄附行為の細則に関する評議員小委員会」(平成六年一〇月二二日付)の答申を受けて、平成六年一月一七日の理事会では、「学校法人拓殖大学理事会細則」の制定・施行が承認された。以下のように理事会の権限を明確

に規定している。

第2条 理事会は、学校法人拓殖大学（以下「法人」という。）の最高執行機関として法人が設置する学校における教育研究の向上発展のため有効適切な管理・運営に必要な基本的方針、計画、施策等を審議するとともに、この法人の業務を決定し、円滑な運営を図ることをその基本的な機能とする。

これを受けて、平成七年二月一六日の理事会で、同日「理事長等の業務基準及び専決事項に関する内規」を制定・施行することが承認され、次のように理事長・総長等の職務権限が一層明確に規定された。

第2条 理事長は、本法人を代表し、全ての業務の統括者として学内諸機関の円滑な運営を図り、所定の業務を遂行することによって、教育・研究の向上を図ることをその業務とする。

第3条 常勤理事は、理事長を補佐する。

2 前項に定める業務のほか、特に理事長から委任された

事項について、法人を代理することができる。

第4条 総長は、本法人の設置する学校の総理者として、建学の理念に基づき設置する学校の教育方針等の調整及び連繋を図る。

2 前項に定める業務のほか、理事会において定められた業務を行う。

（中略）

第6条 理事長は、次の事項を専決する。

- (1) 規程、細則及び内規の制定、改廃に関すること。
- (2) 職員の任免、昇格及び配置替えに関すること。
- (3) 職員の賞罰に関すること。
- (4) 在外研究員、国内研究員及び研修員の任免等に関すること。
- (5) 職員の初任給、定期昇給及び期末手当に関すること。

と。

- (6) 寄付の收受に関すること。
- (7) 職員の研修に関すること。
- (8) 各種委員会の委員の委嘱に関すること。
- (9) 法人の諸行事に関すること。
- (10) 銀行取引の選定及び資金運用の統括に関すること。

(11) 官公庁等に関する届出書類、その他理事長名義で行う主要な文書に関すること。

(12) 職員の欠勤、休暇、忌服等に関すること。

(13) 1件五〇〇万円未満の寄付金の交付に関すること。

(14) 1件一、〇〇〇万円未満の財産の交換及び処分に関すること。

(15) 1件五、〇〇〇万円未満の工事（修繕を含む）の請負契約及びその執行に関すること。

(16) 1件五、〇〇〇万円未満の財産、労力その他の調達に関すること。

(17) 予算執行に伴う支出に関すること。

平成一一年四月一五日に施行された「常務理事に関する規程」は、次のように常務理事の職務を定めている。

第2章 理事長は、理事会の議を経て、理事のうち若干名を常務理事とすることができる。

第3章 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、法人の業務運営にあたる。

この規程施行に伴い、同日「理事長等の業務基準及び専決事項に関する内規」が改正された。ここで、常勤理事に関する条項が削られ、総長に関する条項が第3条で定められ、第四条以下、次のように定められた。

第4条 専務理事は、理事長を補佐し法人の業務運営にあたる。

2 理事長に事故あるとき又は理事長の欠けたときは、専務理事が理事長の職務を代理又は代行する。

3 前2項に定める業務のほか、特に理事長から委任された事項について理事長の職務を代理することができる。

第5条 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し法人の業務運営にあたる。

2 前項に定める業務のほか、特に理事長から委任された事項について理事長の職務を代行することができる。

〔総長選出方法の変遷〕

一六七頁において述べた通り、学校法人化に伴なう寄附行為改正以来、総長の選出は「評議員会の推薦」と規定され、その後もこの条項自体に変更はない。

ただし、実際の推薦方法は平成六年一月に「総長推薦に関する細則」が施行されるまで、状況に応じて変化していた。

高垣寅次郎総長辞任後

昭和二十七年四月、高垣寅次郎総長と全理事が一度に辞任するという事態に陥り、同年四月一日に評議員会が召集された。

ここでは、総長の選任に関して活発な議論が展開された。

まず、選衡委員会⁵⁶による推戴に評議員会が関与できるか否かで、議長（本多兵一、学部一期、当時学友会長・六代）と評議員の間で問題となった。

また、教授側の立場からも意見が出された。例えば、和田敏雄教授が次のように発言している。

「教員の立場から一事申し述べ度い。理事・理事長選出については従来からの経過から考えて見て異論をさしはさむものではないが、総長については教授にとって進退に迄関する重要な問題であるので、他校においても総長選出については極めて複雑な手続を経る様になっている。（中略）

総長事務代理（発言のまま）は教授にとって極めて大きな利害関係をもつものであるから、教授会若くは教職員会に

において選出出来る様にし度い」

また、伊部政一教授は「学問の長に関して、些かでも議せられるならば、凡て教授会に計って戴き度い。総長問題に関する限りは教授会の意向を開かれた上で御決定願ひ度い」と述べている。⁵⁷

そこで、本多議長⁵⁸の裁断で、暫定理事五名を選出し、その上で総長選衡委員会を設けて新総長問題を討議することとし、当面総長事務取扱でいくこととなった。総長事務取扱には、鈴木憲久が就いた。鈴木総長事務取扱は、昭和二八年三月の卒業式に対応するために、一旦理事長と総長に就いたものの、四月一日に理事長を、四月一七日に総長をそれぞれ辞任した。

これを受けて、理事会は大学の財政の強化のために新総長に財界の重鎮を求め、八田嘉明に白羽の屋を立てた。ところが、八田は多忙のために辞退、そこで理事団は総長と学長を分離し、教学面を学長、経営面は常勤理事を置いて理事団が支援するという方針を立てて八田の総長就任が決まった。

八田嘉明総長辞任後

ところが、八田は昭和二九年八月二〇日の評議員会以前に辞

意を表明、同日の評議員会で、総長選考委員会を設置することが決まった。選考委員会で決定後、評議員会に諮るとされた。⁽⁵⁸⁾

ただ、決定には慎重を期し、まず九月二四日に豊田悌助が総長事務取扱に就き、引き続き総長選考が続けられることになった。最終的に矢部貞治の名が挙がり、委員会の意見の一致をみた。当初矢部は総長就任を固辞していたが、大学側（旧知の西郷隆秀理事による）の粘り強い説得によって承諾、昭和三〇年二月二六日に矢部が総長に選出された。

矢部総長は、昭和三九年六月一六日に、「三選是認は信条に反する」と周囲の要望を固辞して総長を辞任した。同年七月一日の評議員会では、総長選考委員会などの方法が提案されたが、当初それに反対の議論も展開された。例えば、和田敏雄教授は「選考委員会の如き取引じみたことはやめて欲しい」とまですべて述べている。⁽⁵⁹⁾ 結局、同年七月一八日の評議員会で、拓殖大学で長く教鞭をとっていた安東義良が総長に推薦された。⁽⁶⁰⁾

昭和四二年三月、安東総長の任期（辞任した矢部前総長の残存期間）が満了となった。同年四月一六日の評議員会で総長推薦委員会を設置し、次のような委員構成が決まった。

- (一) 理事会（三名）
- (二) 教職員（五名）
- (三) 学友会（二名）
- (四) 後援会（二名）⁽⁶¹⁾

そして、昭和四二年四月二二日に第一回総長推薦委員会が開催され、以来一〇回に亘る委員会での議論の末、同九月二日に中曽根康弘を総長に推薦することを決定した。同日、臨時評議員会が開かれ、中曽根を総長とすることを賛成多数で決定した。こうして、昭和四二年九月一三日、中曽根が総長に就任した。

総長推薦委員会の構成変化

昭和四六年三月に中曽根総長の任期が満了となり、三月二七日の評議員会では中曽根総長に留任を要望することを決定したが、結局中曽根は再任を固辞したので、新総長を推薦する運びとなった。同年四月一七日の臨時評議員会で、総長推薦委員会を設置して人選を行なうこととなった。

このときの委員会構成は以下の通りである。⁽⁶²⁾

- (一) 理事全員（八名）

- (一) 理事会推薦評議員 (三名)
- (二) 教職員推薦評議員 (五名)
- (三) 学友会推薦評議員 (二名)
- (四) 後援会推薦評議員 (二名)⁽⁶⁴⁾

昭和四二年のときの構成と比較すると、委員数は一二名から二〇名に拡大し、理事全員の参加となっている。

五月二九日の評議員会では、推薦委員会が六回に亘って開催され、その時点で三名の候補に絞られているとの報告がなされている。ここで、推薦委員会の候補から「一人に絞られた段階で総長が決定することにならないか」との質問が出されたが、推薦委員会では一人に絞られた場合には、評議員会で全会一致で承認することとされた⁽⁶⁵⁾。結局、推薦委員会は、候補者を豊田悌助に絞り、六月二六日の臨時評議員会で豊田の総長就任が決まった⁽⁶⁶⁾。

豊田悌助総長辞任後

昭和五三年五月一五日の理事会で豊田総長は学生の不祥事の責任を取って辞意を表明、同年五月二七日の評議員会で辞任が決定した。豊田は、当面の処置として植田美与志理事長を総長事務取扱とすることを示唆した。その結果、八カ月に亘って植

田が同職を務めたが、昭和五三年九月九日の評議員会で、新総長候補者を選ぶ委員会を設置することが決まり、選考委員を植田理事長、染谷誠学友会長に一任した⁽⁶⁷⁾。

両氏の協議の結果、一二名が選考委員に選ばれた⁽⁶⁸⁾。昭和五三年一〇月七日に第一回総長候補者選考委員会が開催され、染谷誠が委員長に推薦された。六回に亘る選考委員会の結果、昭和五三年一二月に高瀬侍郎を総長候補者に推薦することを決定した。そして、昭和五四年一月一三日の臨時評議員会で高瀬を総長に推薦することが決定された⁽⁶⁹⁾。

昭和五八年六月一日の臨時評議員会では、高瀬総長の任期満了に伴って、新総長の推薦が審議された。ここで、複数の評議員より「現路線の遂行完成のためにも是非ご留任いただきたい」との発言があり、総長に高瀬が推薦されている⁽⁷⁰⁾。

平成三年三月三〇日の評議員会で、高瀬は任期満了をもって退任することを表明し、総長選考委員会で新総長を選考することとなった。同年四月二三日に第一回選考委員会が開催され、選考基準が定められた。同年五月二二日の第三回委員会で林健太郎元東大総長を含めた一八名の候補者の中から各委員が二名に絞って推挙することとなり、慎重審議を経て投票が行われた。

そして、同年六月四日の第四回委員会で開票され、小村康一が七票を得て総長候補に推挙された⁽¹⁾。

同年六月八日に臨時評議員会が開催され、この選考委員会の推薦に基づいて総長推薦が審議された。ここでは、総長候補の資格要件などに関して様々な議論が展開されたが、結局選考委員会の推薦に対する賛否を投票で決することとなり、賛成多数で小村を総長に推薦した。

「総長推薦に関する細則」の施行

このときの選考過程の教訓もあって、総長推薦に関する細則が求められるようになった。すでに述べた通り、平成六年一月二三日には、「学校法人寄附行為の細則に関する評議員小委員会」の答申がまとまり、これを受けて同年一月一七日の理事会において、「総長推薦に関する細則」の施行が承認された⁽²⁾。推薦に関しても、以下のように明文化された。

第3条 総長の推薦は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 総長の任期が満了のとき。
- (2) 総長が辞任を申し出たとき。
- (3) その他の事由によって、総長が欠員となったとき。

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

第4条 総長候補者の選考を行うため、総長選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は前条第1号の場合は、任期満了の60日前までに、同第2号及び第3号の場合は速やかに設置するものとする。

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる選考委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事の中から互選による者 1名
- (3) この法人の設置する学校の長の中から互選による者 3名
- (4) 寄附行為第21条（一六七〜一六八頁）筆者）第3号の評議員のうちから理事長が推薦した者 3名
- (5) 寄附行為第21条第4号の評議員のうちから理事長が推薦した者 2名
- (6) 寄附行為第21条第5号の評議員のうちから校友会長が推薦した者 2名
- (7) 寄附行為第21条第6号の評議員のうちから後援会長が推薦した者 2名
- (8) 前項に掲げる者の他、この法人に功労のある者及

び学識経験者から理事長が推薦した者 1名

2 選考委員会発足後の委員の欠員補充は認めない。

第6条 理事長は、選考委員会を設置することとなったとき、前条第1項第6号及び第7号に掲げる各選出母体に対し、選考委員の選任を依頼しなければならぬ。

2 各選出母体の長は、前項の依頼を受けたとき、定められた期日までに選考委員を理事長に届け出るものとする。

第7条 総長候補者は、人格高潔で優れた業績を持ち、かつ、教育について深い理解と識見を有する者でなければならぬ。

第8条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は理事長とする。ただし、委員長が特別利害関係にあるときは、委員の中より委員長代行を指名しなければならぬ。

3 選考委員会は委員長が招集し、議長となる。

4 選考委員会は、委員総数が3分の2以上の出席がなければ会議を開き審議することができない。

5 選考委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 前項の場合において、議長は議決に加わることはできない。

7 委員長は、委員の特別利害関係があるときは、当該委員に退席を求めることができる。

8 選考委員会の会議は非公開とする。

9 選考委員会の事務を処理するため幹事を置く。幹事は総務部長がこれにあたる。

10 選考委員会は、総長候補者が総長に就任したとき解散する。

第9条 委員長は、選考委員会において総長候補者1名が決定したとき、速やかに就任の意志を確認し、評議員会に報告する。

2 評議員会は、前項の報告に基づき審議のうえ総長推薦を決定する。

3 前項により、総長が推薦されないとき、評議員の議長は再度選考委員会に諮って総長候補者の推薦を求めなければならない。

「総長推薦に関する細則」に基づいた対応

平成七年五月二七日開催の評議員会で小村は任期満了をもち

て退任することを表明、同年六月一〇日の臨時評議員会で新総長に小田村四郎理事が推薦された。⁽²³⁾

このときの選考は、「総長推薦に関する細則」に基づいて行なわれた最初のケースである。同様に、平成一一年六月の任期満了の際にも、細則に則った手続きで選考が進められ、小田村が総長に再び推薦された。⁽²⁴⁾（藤渡理事長も再任された）。

注

- (1) 事務局組織の変遷に関しては、「第十二章 事務局」『拓殖大学百年史 部局史編』平成一四年。
- (2) 「特集 拓殖大学総長と学監」『海外事情』昭和四三年一〇月号などを参照。
- (3) 「臺灣協會學校規則」明治三五年。以下条文等の引用は、括弧書きの標題等を除いて、原文のまま引用する。ただし、原文が横書きの条文は縦書きに改め、英数字等はできる限り生かした。
- (4) 「東洋協會専門學校規則」明治四二年一月。
- (5) 「私立台湾協会学校長選定認可書」（東京府知事）明治三三年七月五日。
- (6) 『臺灣協會會報』三二二号、明治三四年五月。
- (7) 「台湾総督府原議書」（補助金交付及び命令書下付の件）明治三四年四月。
- (8) 「台湾総督認可書」明治三四年五月二五日。
- (9) 「台湾総督府原議書」（東洋協會専門學校會計主任変更）大正三年八月二六日。その後会計主任職がいつ廃止されたかは現在のところ不明である。

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

- (10) 『東洋時報』一九二、大正三年九月二〇日、七八頁。
- (11) 小松原英太郎訓辞草稿、大正六年四月二四日。
- (12) 『拓殖大学六十年史』一九九頁。
- (13) 『拓殖大学要覧』大正八年。
- (14) 『拓殖大学要覧』大正八年、二七頁。
- (15) 『東洋時報』二二六号、大正九年一月二〇日、四一頁。
- (16) 『東洋協會大學一覽』大正一一年九月、九頁。
- (17) 『拓殖大學一覽』自昭和四年至昭和五年、昭和四年一二月、七〇八頁など。
- (18) 『東洋協會大學一覽』大正一一年九月、一三頁。
- (19) 『拓殖大學一覽』昭和七年一〇月、一二頁。
- (20) 『拓殖大学百年史 資料編一』平成一五年、五〇九〜五一〇頁。
- (21) 維持会は、昭和一〇年に、拓殖大学の基金を充実にし、その発展に資することを目的として設立された。当時、昭和恐慌と言われた厳しい経済情勢の中で、昭和七年に校舎を新築したことに加え、急激な金利の低下で、基本金の利子が減少し、経営難に陥っていた。こうした中で、維持会による基金の増額を目指した。『拓殖大学校友会会報』第一一〇号、昭和一〇年一二月。
- (22) 「第四〇回拓殖大学評議員会決議録」昭和一二年一月一八日。『拓殖大学百年史 資料編一』五一四〜五一五頁。
- (23) 『拓殖大學一覽』昭和一三年一〇月、一〇〇頁、「認可申請」昭和一三年九月三〇日。『拓殖大学百年史 資料編一』五二二頁。
- (24) 『拓殖大學一覽』昭和一三年一〇月、一四〜一五頁。
- (25) 昭和一五年、研究活動の促進と研究水準の向上を目的に拓殖大学研究所が設立された。
- (26) 拓殖大学は、昭和一五年に附設組織として都下北多摩郡小平村野中新田に修練農場を開設した。

- (27) 『拓殖大学一覽』昭和一八年一〇月、二〇頁。
- (28) 「新制紅陵大学設置認可申請」昭和三年七月五日。
- (29) 『拓殖大学六十年史』三二一頁。
- (30) 『東洋文化協会五十年史稿』昭和三年、二七四〜二七六頁。
- (31) 学友会の前身は、明治四二年に設立された同窓会である。大正七年に東洋協会植民専門学校が拓殖大学に改称され、京城分校が東洋協会京城専門学校として独立したことを受けて、東洋協会植民専門学校同窓会は東洋協会学友会に改称され、京城専門学校卒業生もそこに包含することとなった。
- (32) 『拓殖大学百年史 資料編一』五二八頁。
- (33) 「学校法人への組織変更認可申請」昭和二六年二月十六日。
- (34) 戦後復興のために維持会と別に設置された復興課等の募金工作などと、維持会寄付金を統括するために、昭和四四年二月三十一日の維持会解散を受けて、翌日付で設立された。
- (35) 原文の五項、六項は、それぞれ「紅陵大学々友会に員中より」、「紅陵大学後援会に員中より」となっている。「に」は誤りと思われるので、「の」に改めた。
- (36) 「理事会議事録」昭和二八年四月一〇日。
- (37) この改正に関する昭和二八年四月二七日の評議員会決議を無効とする東京地方裁判所判決が出された。このため、昭和二八年二月十一日の評議員会で寄附行為の総長に関する規定の変更を求めて改めて承認を得た。「評議員会記録」昭和二八年二月二日。
- (38) 「理事会議事録」昭和二八年五月一八日。評議員会記録に添付されている文書は「内務規定」となっている。
- (39) 「内務規定」昭和二八年五月一八日。
- (40) 昭和二八年五月の改正寄附行為施行時には、「総長の下に専任の学長を置く方が当時の現状に即している」との判断があったが、矢部貞治が総長に就き、教授陣の招聘などにも積極的に動いていた状況等に照らして、矢部が学長も兼務することが適当と判断したものと推測される。
- (41) 海外事情研究所は、矢部貞治総長時代の昭和三〇年六月に、自立性をはじめた附設的な存在として設立された。昭和四一年に大学の附属研究機関となった。
- (42) 台湾協会学校時代の明治三四年一月に設立された麗澤会は、学生の課外活動(クラブ・サークル)の総体である。
- (43) 「事務規定」昭和三年四月。
- (44) 「理事会議事録」昭和四年九月二六日。
- (45) 「理事会議事録」昭和四三年四月一日。
- (46) 『拓殖大学八十年史』は次のように書いている。
「中曾根総長は、就任以来総長、学長、理事長という教学と経営の最高ポストを兼任してきたが(中略)自らの政治活動の繁忙という理由で権限の分散を行った。即ち、学内教学の専従者であるところの『学長』については、昭和四五年九月二六日の理事会の議をへて、十月一日豊田悌助氏を任命発令した。学長の任命については、学生自治会の六項目要求の中にも早期任命の要望があり、すでに七月三十一日の総合教授会にもはかられた結果、七月一八日の教授会で学長候補者三名を選出していた」(五五七〜五八八頁)。
- (47) 語学研究所(当初は日本語研修所)は、拓殖大学が外務省から直接ではなく、アジア協会を経由した委託として受け入れたインドネシア共和国賠償研修生に対する日本語教育を目的として、昭和三六年二月に発足した。工一仁「インドネシア共和国政府派遣賠償研修生を受け入れた拓殖大学―戦後の本学における制度的な留学生受け入れの発端として―」『拓殖大学百年史研究』第六号、平成一三年一月を参照。日本語研修所は、昭和三八年四月に語学研究所と改称され、さらに昭和四七年四月に語学研究所と改称された。平成九年四月に、言語文化研究所と改称され

ている。

- (48) 経理研究所は、昭和三四年三月に創設され、昭和四三年に大学の研究機関となった。平成八年に経営経理研究所と改称されている。
- (49) 「理事会議事録」昭和五年七月二〇日。
- (50) 「理事会議事録」昭和五年二月一五日。
- (51) 「理事会議事録」昭和五年五月一七日。
- (52) 「理事会議事録」昭和五年五月三一日。議事録を見る限り、事務局側の「三法遵守は当然」とする説明について問題にされていない。
- (53) 「定時評議員会議事録」昭和五年五月三二日。
- (54) 「理事会議事録」平成六年一月一七日。
- (55) 「理事会議事録」平成七年二月一六日。
- (56) 時期によって「選衡」、「選考」などを使いわけているため、本稿では敢えてそれらを統一せず、元の表記を生かした。
- (57) 「評議員会記録」昭和二七年四月一日。
- (58) 「評議員会記録」昭和二九年八月二七日。
- (59) 「評議員会記録」昭和三九年七月二二日。
- (60) 「評議員会記録」昭和三九年七月一八日。
- (61) 理事会は植田美与志、出井正雄、日野月孝治、教職員は豊田悌助、佐藤勤助、豎山利忠、和田敏雄、吉澤成躬、学友会は小川忠恵、後援会は原田統吉、渡辺秀雄。
- (62) 「定時評議員会議事録」昭和四六年三月二七日。
- (63) 「臨時評議員会議事録」昭和四六年四月一七日。
- (64) 理事は安東義良、出井正雄、植田美与志、小原庸郎、竹割政男、豊田悌助、中曾根康弘、山田宗久、理事会推薦は寺井久元、中西寅雄、原田統吉、教職員推薦は赤松要、伊東敬、加藤芳雄、佐藤勤助、吉澤成躬、学友会推薦は狩野敏、熊埜御堂健児、後援会推薦は落合英次、戸高利秋。
- (65) 「定時評議員会議事録」昭和四六年五月二九日。ちなみに候補者になつ

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

た三名は、豊田悌助、中西寅雄、赤松要。

- (66) 「臨時評議員会議事録」昭和四六年六月二六日。
- (67) 「臨時評議員会議事録」昭和五年九月九日。
- (68) 「臨時評議員会議事録」昭和四四年一月一三日。『拓殖大学八十年史』六一二～六一三頁。一二名の委員は、市古尚三、植田美与志、岡崎嘉平太、狩野敏、川俣和夫、西郷隆秀、染谷誠、寺井久元、細貝大次郎、前田幸蔵、椋木磋磨太、山口英治。
- (69) 前掲「臨時評議員会議事録」。
- (70) 「臨時評議員会議事録」昭和五八年六月一日
- (71) 林健太郎候補を推した理事者から、後に選考についての異議が出されたようだが、林候補自身は推薦の経緯を知り、引いたとの話である。委員会での投票結果は、第一位 小村康一（七票）、第二位 林健太郎（四票）、第三位 小田村四郎（三票）、第四位 椋木磋磨太（二票）。
- 「臨時評議員会議事録」平成三年六月八日。
- (72) 「理事会議事録」平成六年一月一七日。
- (73) 「臨時評議員会議事録」平成七年六月一〇日。なお、総長選考委員会委員は以下の通り。
- 総長推薦に関する細則第五条第一項第一号委員（理事長）
藤渡辰信
- 第二号委員（理事の中から一名）
神山 正
- 第三号委員（法人の設置する学校の長の中から三名）
大塚利實、後藤玉夫、石川 武
- 第四号委員（理事会推薦評議員から三名）
安土隆義、入江敏夫、松村 豊
- 第五号委員（教職員推薦評議員から二名）
池田哲朗、佐野幸夫

第六号委員（学友会推薦評議員から二名）

荒牧久志、請島久雄

第七号委員（後援会推薦評議員から二名）

関根一夫、工藤信一

第八号委員（法人に功勞のある者及び学識経験者から一名）

汐澤 隆

(74) 「臨時評議員会議事録」平成二十二年六月二二日。なお、総長選考委員
会委員は以下の通り。

総長推薦に関する細則第五条第一項第一号委員（理事長）

藤渡辰信

第二号委員（理事の中から一名）

佐野幸夫

第三号委員（法人の設置する学校の長の中から三名）

坂田 勝、高橋敏夫、草原克豪

第四号委員（理事会推薦評議員から三名）

安土隆義、鷺海賢一郎、長崎一臣

第五号委員（教職員推薦評議員から二名）

郡莊一郎、橋本紀二六

第六号委員（学友会推薦評議員から二名）

沼尻 直、戸張信博

第七号委員（後援会推薦評議員から二名）

太田清蔵、工藤信一

第八号委員（法人に功勞のある者及び学識経験者から一名）

柳谷 茂

若干の所感

以上、台湾協会学校創立以来の拓殖大学経営陣（校長、学長、

学監、理事長、総長等）に関する制度の変遷を辿ってきた。

あくまで本稿では、明文化された規程のみを扱い、組織の慣習やその組織では常識となっている不文律にも、経営者のパーソナリティがもたらす権威にも一切ふれてはいない。例えば、桂太郎、後藤新平、あるいは二代学監であった新渡戸稲造らが果たした役割には、規程に定められた職務権限以上のものがあつたことが容易に推察される。そうした役割の中には、人格的な求心力といったものがあつたであろう。明文化された規程だけでは、それらの実態は見えにくい。だが、日本社会ではこの不文律が意外に重要な意味を持っている。

いずれの社会も、実際の執行権限と権威は二重構造になっている側面を無視できない。つまり、拓殖大学も例外ではなく、不文の側面を有している。その組織独特の生理なりあるいは文化なりに負うところが小さくない。

アメリカの大統領制は、国家元首と行政府の長とを併せ持ち、権威と権力を同時に担う。これに対して、日本史の通説によれば、武家政治が始まった鎌倉時代以後では二重構造が主流だったと考えられる。天皇が直接政治を行う「天皇親政」の時代もあつたが、天皇は祭祀を司る権威の象徴で、政治を司る権力が他に存在するという、権力と権威の分立並存が基本的なパターン

ンとなってきたと言われる。すると、明治維新以後の体制は異例とも言えるか。しかし、戦後の象徴天皇制においても、憲法上明記されていなくても、天皇が外交上は国家元首の処遇を受けている。

これは、日本人が「無為の為」の機能を重視してきたことと関係している。

河合隼雄氏は、『古事記』や『日本書紀』の記紀神話にある「三貴子（トライアド）」、つまりアマテラス・ツクヨミ・スサノヲの三神を基本構造に据えた意志決定のパターンに注目、「第一のアマテラスと第三のスサノヲは対立したりするが、第二の神・ツクヨミは三神の中央にあって、ひたすら無為を保ち続ける」と指摘した。中央の「空性」を保持するためには、中心に「無為の人物」が座ること方がいい。これは「均衡の論理」と言い換えることもできる。こうした日本の構造は、欧米流のリーダーシップ論に立つ「中心統合型」の対極にある⁽¹⁾。

この「中空均衡型構造」は日本の組織分析に有効なようで、産経新聞編集委員（当時）の久保紘之氏もまた、中空構造を用いて最近の日本政治を分析している⁽²⁾。

本稿では、敢えて明文化された規定のみの変遷を追った。そのことによって、大学組織の場合に限らず、日本の組織におい

ては、想像以上に不文の機能、無為の役割が大きいということが、逆に浮き彫りになったかもしれない。

注

(1) 河合隼雄『中空構造日本の深層』中央公論社、一九九九年（中公文庫）。

(2) 「自連立と日本的意志決定システム」『産経新聞』一九九九年一月一八日付夕刊など。

あとがき／本稿が発表されるまで

この資料に類するものは、元来は本誌一―一号に「学長職・学監職と理事長職・総長職の制度的連続性」と題する論稿として、駄場裕司編集委員（三月二日付で病氣辞職）が発表する予定のものであった。しかし、駄場委員の提出した二次稿は、本誌の編集委員会における査読の結果、大幅な修正と加筆が求められる結果となった。査読結果は文書で本人に手渡されたが、その内容はいささか承服しがたいものであったらしい。尤も、この文書に対して、本人の速やかな反応はなかったが。

指示通り提出されるであろう修正稿を待っていたので、一―号の発刊予定は二カ月近く遅れた。査読の委員会では問題になったのは、駄場稿の問題範囲の設定が唐突であり、さらにその必

然性の説明が全くないこと、資料の選択に見る扱いも個性的であること等であった。

また、「制度的連続性」という題名の付け方よりも、「制度的連続性と非連続性」、あるいは資料として「制度的な変遷」の過程を明らかにした方が、百年史編纂に供するのではないかという意見もあった。至極当然であろう。

この分野について明らかにしたいと本人から平成一四年一月に提起されたおりは、主幹である私は実に欣快であった。なぜなら、私学という大学なり学校なりの一つの組織において、その意志決定の最終責任の所在や、最高中枢の役割の分担とその明文化がどのような変遷になっているかを明らかにすることは、組織の根幹の生態をも示すことになるからである。

いずれは通史でも扱う必要がある課題だと思っていた。百年という期間を鳥瞰すると、そこには明文と不文あるいは慣習の世界が表裏一体になってもいることが見えてくるはずである。内容は別にして、そこに官学や私学の違いはないと思う。官学と言っても、北海道大、東北大、東京大、京都大では、内部の慣例に違いがあるように。一つの組織は、歴史を経る以上は、必ずそこに独特の生態を有して来るはずだからだ。後世によるその生態内容についての評価や是非はともかくとして。

さらに、近現代史でこの分野を見ると、法制としてある決定的な変質を経ている。近代における高等教育機関としての大学の主力は、官学としての帝国大学から始まっていた。そして、それは法的には「帝国大学令」(勅令)に裏付けられていた。しかし、民力の象徴としての私学は存在していたし、各地の先駆者による創立から地域の有識者による支援もあって成長もしたことにより、無視できない存在になっていた。

法は、官の立場からすれば本意か不本意かはともかくとして、勅令による「大学令」(大正七年一二月)として、供託金などの多くの制約を課しながらも、やっと私学をも含むことになったのである。法治社会で存在が認知されたのであった。だが今日から見れば、その発端が官学を対象にしていたために、法の基調は「大学令」でも変わらなかった、と言えるであろう。

しかし、一九四五(昭和二〇)年の大変により占領下に置かれた結果、占領の主力であった米国による学制変革を日本は受け入れた。日本政府は降伏の条件であったポツダム宣言に記載されていた民主化の促進を、教育面でも行わねばならなかった、とされたからである。それは基本的に私学の助長を促すものであった。

米国(GHQ・CIE/民間情報教育局)による日本の教育

制度への影響力の行使は、こうした分野では非官を進める現代化と言えたであろう。教育機会の内容に多元化を図るためには意味のある行為であった。この側面は米国の占領政策による陽の当たった部分である。一方で、最近になって識者からとみに評価されるようになった旧制高校の廃止という負の側面や、教員の追放（パージ）という陰の側面もあった。（いずれ本誌で、パージの問題を明らかにする論稿が提出される）

そうした革命的な変化が拓殖大学では規程上ではどのような姿を呈していたのか。主幹である私は、駄場委員に期待したし、それを本人にも伝えたのであった。残念なことに、当方の真意は伝わらなかったようである。問題提起としては画期的な事例にもなり得たにもかかわらず。接近の仕方によっては、私学の大学百年史の根幹を解析する立論になるとも思ったのだが。

しかし資料集一巻作成の過労もあってか、彼が病いに倒れたのは残念ではあった。そこに至る前に、自失したのか不規則な動きがあり、特定顧問を含めた周囲が多少は振り回された。それはそれとして、課題の性質上からそのまま放置しておくわけにもいかない。今般の表題に沿っての資料の収集を松尾室員が一月中旬から担当して、平常業務の傍ら収集してもらった。その整理を坪内編集委員が行った。

拓殖大学学長職・学監職と理事長職・総長職等の制度的な変遷

駄場稿は、この際は用いなかった。そこで扱われた資料は、包括的とは言えず限定されている。「資料」としても生かしようがない。今般の新たな試みでは、論稿にするのは止めて、資料としての扱いに限定したかった。本来の目的である「変遷の過程」に焦点を合わせたからだ。しかも論稿にすると、先回と同様に査読の委員会を及第するのは難しいと思われたのだ。

三月中旬に第一稿が提出されたので、主幹が読んで上で多くの注文を出して、二次の修正稿を求めた。二次稿には、当該分野に関する評議員会や理事会での議事録からの引用を特に求めた。次いで、編集委員による査読を求めて、さらなる修正がされた。五月二二日に開かれた編集委員会では、資料という文字は取った方がいいのでは、との意見が出された。そこで、題名からは取って、資料の欄に収録することで合意がされた。

資料に裏付けられた整理であるために、本資料稿の冒頭に記された「慣習」あるいは不文法の世界には積極的に踏み込んでいない。この部分は明文化された世界と同様の重さを有しているが、それを明らかにするのは我々の任ではないからである。その分野が実際に生きるのには職責を有する当事者間であろう。そこで、そうした世界もあると指摘しておくのに止めたい。

平成一五年五月二三日（主幹 池田憲彦）